

米国財務会計基準審議会（FASB）との第３回定期協議報告

１．日時 平成 19 年 6 月 5 日（火） 9 時 30 分 ～17 時 30 分

6 月 6 日（水） 9 時 30 分 ～12 時 00 分

場所 （財）財務会計基準機構 ASBJ 内会議室

２．出席者

FASB：Herz 議長、Crooch 委員、Bielstein ディレクター、川西国際研究員

ASBJ：西川委員長、逆瀬副委員長、新井委員、坂本委員、野村委員

秋葉主席研究員、豊田主任研究員、山中専門研究員、石原研究員、吉田（慶）

専門研究員、高津研究員、吉田（健）専門研究員、波多野研究員、五反田屋専門研究員

３．議事内容

（１）IASB とのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの全般的な内容説明（ASBJ）

➤ ASBJ 側より、IASB との共同プロジェクトは全体像アプローチに基づき行われており、次の手順で進めていることが説明された。

- すべての重要な差異を抽出し、それぞれのプロジェクトに割り当てる。
- 各プロジェクトを短期と長期に分類する。
- プロジェクト計画表にて管理を行い、IASB と共に進捗状況を定期的に確認する。

このうち、短期と長期の分類について補足説明がなされ、短期は 2008 年までに差異を解消する予定のもの、長期はそれ以外のものであり、長期に分類された項目には、概念フレームワークの差異に起因するもの、法令等の制約に起因するもの、FASB と IASB との間で現在審議中のものが該当する旨が説明された。昨年から今年にかけて完了したプロジェクトとして、棚卸資産の評価、関連当事者開示、在外子会社の会計方針の統一、新株発行費、リース会計を紹介した。さらに、我が国の概念フレームワークの討議資料が、昨年の 12 月に改訂版として公表された旨が紹介され、この討議資料をもって、現在 FASB と IASB で行われている概念フレームワーク・プロジェクトの議論に積極的に貢献したいと考えている旨の言及がなされた。

➤ 上記の説明に対し、FASB 側より、次の 2 点が質問された。

- ASBJ の短期プロジェクトは IASB の会計基準の内容をそのまま取り入れているのか。
- 日本国内の関係者は基準の変更を支持しているか。

最初の質問に対し、ASBJ は、FASB/IASB に合わせるべく見直しているが、SFAS や IFRS を比較検討のうえ、さらに日本での考え方にも合致するように進めているとの回答を行った。

２番目の質問に対し、多くの基準は平成 19 年 4 月 1 日開始事業年度から適用となり実務上の負担は大きい、コンバージェンスのために理解してもらっている、また短期項目には、比較的、取り組みやすいものを抽出しているという回答を行った。

（２） ASBJ の短期コンバージェンス・プロジェクト及びその他の重要なプロジェクトに係る活動のアップデート（ASBJ）

① 資産除去債務の会計処理に関する検討状況について

➤ ASBJ 側より、プロジェクトの現状、検討対象となっている論点、関連の公表物について次の説明が行われた。

- 現行の日本基準では資産除去債務に関する負債の認識は要求されていない。一方、米国基準及び IFRS では当該負債を認識するとともに、除去費用を有形固定資産の取得原価の一部として資産計上するという会計処理を採用している。このプロジェクトでは、SFAS 第 143 号、FIN 第 47 号、及び IAS 第 16 号、IAS 第 37 号とのコンバージェンスに資することを目的として、資産除去債務の負債を認識するかどうかを検討している。
- 現在、論点として、資産除去債務の範囲、資産除去債務について負債としてその全額を認識する理由や対応する除去費用を資産計上しその後費用処理する理由、資産除去債務の負債を認識する時期について検討している。さらに、資産除去債務の会計処理に関連して、現在価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の関係や、事後測定における将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の変更、リース取引における資産除去債務についても検討している。
- この資産除去債務について ASBJ は、2007 年 5 月に論点整理を公表しており、資産除去債務を負債として認識する場合には対応する除去費用を有形固定資産の取得原価の一部として資産計上すべきであるとしている。なお、資産除去債務を負債として認識するかどうかについては公開草案を公表するまでに決定する予定である。

➤ 上記の説明に対し、FASB 側より、次の 2 点が質問された。

- 日本では資産除去債務を負債に計上し、対応する除去費用を資産計上することについて特に議論となっているのか。
- 米国基準において資産の除去に係るコストは資産の使用に応じて費用化しており、除去の時点で費用化するものではないが、日本では費用化のタイミングをどのように考えているのか。

最初の質問に対し、ASBJ 側より、日本においても除去費用の資産計上が重要なポイントとして認識されており論点となっていること、そして先日公表された論点整理において、負債の計上は不可避であり、それに対応する除去費用は有形固定資産の取得に付随したコストであるという整理をしているといった説明がなされた。

２番目の質問に対し、除去費用は資産に計上したうえで償却していくという方法を検討しており、米国基準と同様に使用に応じて費用化していくという考え方であるとの説明を行った。

② セグメント別情報開示に関する検討状況について

➤ ASBJ 側より、米国基準及び IFRSs の取扱い（マネージメント・アプローチ）を参考に、セグメント情報開示に関する日本基準の見直しを行っていること、これまでの審議により、マネージメント・アプローチを採用するという方針については概ね合意されており、このアプローチをどのように実務に混乱なく導入するかという点が現在の審議の焦点である旨が説明された。

続いて、セグメント情報の基礎となる「最高経営意思決定者(CODM)が意思決定のために利用している情報」の範囲に関して、どの程度まで連結財務諸表ベースの金額から離れることが許容されるかという実務上の対応について、意見交換を行った（例えば、CODM が当事業年度の業績評価とその後の意思決定を、決算日前の特定日までの財務情報にその後の期間に対応する予定ベースの情報を加味した速報値に基づいて行っている場合、この企業が開示するセグメント情報は、実際に意思決定のために用いている速報値に基づく情報になるのかどうか）。

- 上記の説明及び問題提起に対し、FASB 側より、次のような考え方が示された。
- 米国においては、12 月末決算の企業であれば、通常 2 月に財務報告書を提出することとなるため、企業には予定ベースの情報を加味した速報値ではなく、12 月末時点の数値を開示するが期待されるであろう。FAS 第 131 号では、セグメント情報に開示する測定値について、CODM の意思決定のために報告された数字とされているため、例示されたような解釈があり得ることは理解できる。予測情報に基づいて開示するというのは、米国の実務ではあまりなじみはない。
 - マネージメント・アプローチによるセグメント区分の決定については、実務において支持されているものの、その測定値については、財務諸表利用者の中には、その情報の有用性について疑問視する意見もあり、今後、企業にヒアリング等を実施することで、「財務諸表の表示」プロジェクトの検討事項の中で取扱いが変更される可能性もある。

③ 工事契約の会計処理に関する検討状況について

- ASBJ 側より、プロジェクトの現状、方向性について、次の説明が行われた。
- 日本基準が米国基準 (ARB 第 45 号等) や IFRS (IAS 第 11 号) と異なる主な点は、日本基準では工事進行基準と工事完成基準の任意選択が可能であるのに対し、米国基準や IFRS では任意選択が認められていないという点である。

- 現在、ASBJ で進められている工事契約に係る会計基準のプロジェクトの目的は、工事進行基準と工事完成基準の選択適用を認めないということを前提に、工事進行基準を適用すべきケースとそうでないケースとを整理し、米国基準、IFRS とのコンバージェンスを達成することである。
 - 今後のプランとして、今年度の第３四半期までに公開草案を公表し、今年度末までに最終的な会計基準を公表することを予定している。
- 上記の説明に対し、FASB の参加者からは、基準の開発が迅速に行われているが、工事契約に係る会計基準が公表された後、すぐに当該基準が適用されることになるのか。これまで工事進行基準を適用していなかった企業は、新基準のためのシステム対応に大幅な時間を要するのではないか、という質問があり、これに対して、ASBJ の参加者は次のような回答を行った。
- 日本では最終基準の公表からその適用までに、半年から１年程度の期間を置くという慣行がある。したがって、最終基準の公表後すぐに新基準が適用されることにはならないと考えている。
 - 市場関係者により有用な情報を提供するのが目的であり、そのためには、基準を公表するだけでなく、その適切な運用が確保される必要があると考えている。ご指摘のように、工事契約の会計基準を適正に運用するためには、作成者側におけるシステム対応が不可欠であり、どうすれば、プリンシプルの適切な運用が確保されるのかについて、今後検討する予定である。
- ④ 無形資産の会計処理に関する検討状況について
- ASBJ 側より、無形資産に関する会計処理として、①内部創出による開発費の当初認識、②企業結合により取得した仕掛研究開発費、③耐用年数が不確定な無形資産、といった、現行の我が国の取扱いと米国基準や IFRS の取り扱いに差異のある論点が検討対象である旨が説明された。
- 上記の説明に対し、FASB 側より、②企業結合により取得した仕掛研究開発費について、次の点がコメントされた。
- 外部から取得する仕掛研究開発費は、企業結合、若しくはその他の方法による取得か否かにかかわらず、資産計上することが現在検討されている。IASB と共同で検討している企業結合の会計基準をこの夏に公表する予定であり、別途、SFAS 第 2 号の取扱いを変更する公開草案を公表することが予定されている。
 - 仕掛研究開発費を外部から取得したときに資産化し、その後のコストを資産化しなければ、継続する内部の研究開発活動の会計処理と整合性が取れないことになる。このため、タイミングによって会計処理が異なるが、パーチェス法の処理では、こうした不整合は仕掛研究開発費だけの問題ではないと考えている。

- 内部創出の開発費の資産化に係る、FASB と IASB の短期コンバージェンス・プロジェクトの方向性について、FASB 側より、次のような説明がなされた。
 - 短期のコンバージェンス項目とされながら、なかなか進行しないプロジェクトである。オーストラリアの基準設定主体を含め、検討を進めている無形資産のプロジェクトについて、FASB 及び IASB のアジェンダに取り上げるかどうかを、本年の 12 月に決定する予定であり、それまでは検討が中断する見込みである。
 - しかし、上記の仕掛研究開発費についての取扱いとは例外であり、FAS 第 2 号の改正が検討される。
 - 開発費の資産化について以前、検討を行ったときは、開発のために生じたコストから評価するアプローチは、個別プロジェクトにコストを配分する方法が問題となり、使用価値等による評価するアプローチよりも難しいという点や、評価を行うことのコスト・ベネフィット等の点が指摘され、検討が行き詰まったことがある。
 - 開発費の会計処理の検討については、今後、米国基準、IFRS の両基準が改正される可能性がある。「研究」と「開発」の範囲、また、どのような開発費を資産化するのか、といった論点が検討されることになると思われる。
- ASBJ 側より、このプロジェクトを進めるにあたり、実務上の取扱いが難しい旨、FASB からは、SFAS 第 86 号でのソフトウェアの研究開発の会計処理と SFAS 第 2 号が不整合であるといった問題点が提起され、今後も引き続き相互に情報交換を行っていくこととされた。

⑤ 金融商品の時価開示に関する検討状況について

- ASBJ 側より、プロジェクトの現状、方向性について、次の説明がなされた。
 - 現行の日本基準では、時価開示をデリバティブと有価証券についてのみ求めており、すべての金融商品には求めていない。一方、米国基準及び IFRSs では公正価値開示がすべての金融商品について求められている。
 - このプロジェクトでは、すべての金融商品について時価開示を行うかどうかを検討している。検討すべき論点として、なぜ金融商品の時価を開示する必要があるのか、その際、金融負債の時価情報の有用性についても議論している。また、追加して開示する事項や時価の測定方法のガイダンスについても、必要に応じて検討している。
 - この金融商品の時価開示について ASBJ は、2007 年 7 月に公開草案を公表し、最終基準を 2007 年末までに公表することとしている。
- FASB 側より、次の説明がなされた。SFAS 第 157 号を公表し、開示の対象を拡充し、金融商品を含めより多くの開示を求めている。また、デリバティブ取引に関する

開示の拡充を含めた公開草案を公表しているが、ここでは開示の内容について、デリバティブ、金融商品をどのように利用していることを含め、開示を拡充する方向である。

⑥ 特別目的事業体(SPE)の会計処理・開示に関する検討状況について

- ASBJ 側より、プロジェクトの現状、方向性について、次の説明がなされた。
 - 現在、連結の範囲について、日本基準と IFRS は支配に基づくアプローチを採用している。一方、米国基準では議決権の所有に基づくアプローチが採用されている。ただし、VIE（変動持分事業体）については、リスク経済価値の考え方に基づき連結されており、適格 SPE は除外されている。また、SPE の連結の範囲について、米国基準と日本基準は一定の SPE について連結を求めているが、IFRS では支配に基づいて SPE を連結することとされている。
 - ASBJ は 2007 年 3 月に、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表した。一方、SPE の連結の範囲は、中長期的なプロジェクトであり、FASB と IASB との間での長期的な共同プロジェクトの取組みを考慮しながら検討することとしている。今後の予定として、論点整理を 2007 年末までに公表する予定である。
 - また、ASBJ より、FASB と IASB との間での長期的な共同プロジェクトの議論の状況や方向性について質問がなされた。
- これらの説明及び質問に対し、FASB 側より、次の説明がなされた。IASB が連結プロジェクトで審議を行っているが、未だに議論が進んでおらず、企業結合の議論が終了してから本格的な検証をする予定である。また、IASB のモデルが SPE も含めて適用が可能か、ARB 第 51 号や修正 FIN 第 46 号が改善されるかについては、現在は様子見の状態である。

修正 FIN 第 46 号は、色々な問題があったために短期間で作成したが、完全なモデルではないかもしれないので、もう少し統一されたもの、例えば、議決権に基づく所有アプローチ、リスク経済価値アプローチなどの境界が存在しないアプローチがあればよいのではないかと考えているとの説明がなされた。

⑦ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する検討状況について

- ASBJ 側より、過年度遡及修正のプロジェクトの現状、方向性について、次の説明がなされた。
 - 米国基準及び IFRS は、会計方針の変更について原則として過年度の財務諸表に遡及適用することを求めているのに対し、日本基準は注記で影響額等の開示を求めるにとどまっており遡及適用は求めている。また、減価償却方法の変更について、米国基準及び IFRS では見積りの変更として取扱われているのに

対し、日本基準では会計方針の変更として取扱われており、この点についても差異がある。過年度遡及修正のプロジェクトでは SFAS 第 154 号、IAS 第 8 号とのコンバージェンスを検討しているが、日本においては会計基準と会社法などの法制度との関係を考慮することが重要であり、この点を踏まえた検討を行っている。本プロジェクトでは現在、論点整理の文案の検討を行っており、本年 6 月末頃に公表しコメントを求める予定であるとの説明がなされた。

- ASBJ 側より、「減価償却方法の変更に対する考え方」について質問がなされた。
 - SFAS 第 154 号でも、これを会計原則の変更に影響された見積りの変更として捉えているように、減価償却方法の変更を、既存の計画的・規則的な償却方法からの選択を行う会計原則の変更として捉えるのか、有形固定資産の経済的便益の費消パターンに関する見積りの変更として捉えるのかについては難しい問題がある。有形固定資産の経済的便益の費消パターンは見積りが不可能なために計画的・規則的償却を行っているというのが歴史的な経緯であり、見積りの変更として扱うのは適当ではない、という意見がある。また、減価償却方法の変更についても、これを会計原則の変更と捉え遡及適用の対象とするほうが財務情報の比較可能性を高めることができるのではないかという意見もあり、こうした観点については、SFAS 第 154 号の公表にあたり、どのような検討が行われたのか。
 - 日本においては減価償却方法について、許容される範囲内であれば自由に選択できるという意識があるが、米国では経済的便益の費消パターンに合わせその選択がなされるという考え方が明確になっているのか。
 - 減価償却方法については定額法、定率法などが選択されているが経済的便益の費消パターンを考えたとき、S 字など不規則なパターンもあり得るのではないか。
 - ASBJ から「見積りの変更」と「誤謬」の判断規準についての質問がなされた。「見積りの変更」と「誤謬」の判断規準については重なる部分があると考えられるが、例えば不良債権の処理において本来評価減すべきであったにもかかわらず評価減されていないことを誤謬と考えるのか、それともその時点での見積りの変更として扱うのか、このときの判断規準について質問がなされた。
- これらの説明及び質問に対し、FASB 側より、次の説明及び回答がなされた。
 - 減価償却方法の変更に対する考え方は難しく、何度も議論されてきた論点である。状況の変更や新しい情報によって減価償却方法の変更と耐用年数等の見積りの変更が生じる場合、プロスペクティブな対応が適切である。
 - 減価償却方法についてはこれまで比較的自由に選択されてきた経緯があるが、経済的便益の費消パターンに合わせるという考え方は以前からあった考え方

であり（ただし、無形資産のように明示されているわけではない）、現在では減価償却方法を変更するときになんらかの経済的な根拠が必要であると考えている。

- 減価償却方法について実際には S 字のパターンやその他のパターンもあり得ると考えているが、いずれの方法を採用するにおいてもその根拠として対象資産についての経済的なデータが必要である。
- その時点で変更に至る「事実」があるにも関わらずその「事実」に基づいた会計処理を行わなかった場合は「誤謬」としている。

（３） FASB の活動のアップデート（FASB）

① 退職後給付のプロジェクトについて

- FASB は SFAS 第 158 号「給付建年金及び他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」を昨年公表した（2006 年に適用開始）。これは、プロジェクトのフェーズ 1 に位置付けられる。フェーズ 1 の目的は、貸借対照表を見直すことであり、積立不足又は積立超過にある退職後給付制度の積立状況を貸借対照表において報告することである。
- 現在はフェーズ 2 の検討を開始している。フェーズ 1 は、従来の未認識項目を貸借対照表に計上するために、OCI（その他の包括利益）とリサイクリングを用いるもので、損益については従来の取扱いと同様であった。この平準化の仕組みに対しては大きな批判がある。また、キャッシュ・バランス・プランの取扱いについて、伝統的な給付建確定給付制度の会計処理に従うことでよいのかが問題となっている。さらに、より一般的な論点として、従前の SFAS 第 87 号や SFAS 第 106 号における測定と認識を見直すべきではないかという論点がある。
- 一方、IASB でも同様のプロジェクトを行っている。IASB の退職後給付プロジェクトのフェーズ 1 では、貸借対照表上の取扱いを見直すだけでなく、損益計算書についても平準化メカニズムの見直しをすることとされている。また、キャッシュ・バランス・プランの測定についても検討することとされている。
- 現在は、FASB と IASB の包括的なコンバージェンスを目指すために、FASB のフェーズ 2 の進め方を見定めているところである。選択肢としては、(1) IASB のプロジェクトに現時点から参加する、(2) プロジェクトの範囲を広くとらえて、財務諸表の表示プロジェクトで提案されている表示の新モデルに基づいて検討する、(3) 幅広く、かつ、早い段階から測定の基本的な問題まで網羅的に捉える、すなわち、①公正価値ベースの測定を導入する必要があるか、②どのような割引率を使うべきか、③従来の予測単位積増方式がベストなのかどうか、という 3 つの方法が考えられる。
- 米国の関係者、特に企業は、測定・認識についても幅広く検討することを求めている。FASB としては、今後数ヶ月の間に検討の順序建てを含めた、プロジェクトの進め方を決める必要があるものと考えている。

② 財務諸表の表示プロジェクトについて

- FASB 側より、財務諸表の表示プロジェクトについて以下のような概要説明が行われた。IASB と共に今年中に予備的見解を公表する予定であり、基本的な原則については次のように考えている。
 - 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の一体性として、共通のストラクチャーを持たせる。各計算書を事業、財務、資本のセクションに分ける。事業のセクションは、さらに営業（operating）カテゴリーと投資（investing）カテゴリーに分ける。損益計算書については主要な区分を機能別区分にする。アナリストを含む多くの財務諸表利用者からは、予測の精度を高めるために、特定の情報についてはさらに性質別区分にして欲しいという要望がある。
 - 流動性に関する表示と開示に関し、貸借対照表は、引続き「短期」と「長期」の区分とし、この表示区分を非金融機関には要求するが金融機関には要求しない。
 - セグメント別情報については、各計算書の営業カテゴリー及び財務セクションに係る報告セグメント別の情報開示を求めることを検討した。今後も企業と協議し、適用可能性を検討する。
 - FASB の廃止事業の定義は IASB が定めている廃止事業の定義より細かい区分であり、定義が異なることから、収斂させていくこととした。
 - CFA Institute の comprehensive business reporting model では、貸借対照表の勘定ごとに期首から開始し、キャッシュに関連するもの、経過勘定、タイプ別の再測定に関するもの（取得原価に関するもの、見積りに関するもの、公正価値に関するもの）を調整した期末までの情報を提供している。財務諸表利用者のなかにはこういった情報が有益であるという声もあるが、このような情報の作成可能性、作成に必要な情報について検討する。
 - 損益計算書、資本に関して、税金の期間内配分を行わない。
- 上記の概要説明について、以下のような質疑応答が行われた。
 - (ASBJ) 一体性の原則の達成が最終的な財務報告の目的である有用な情報の提供、将来のキャッシュ・フローの予測に役立つ情報を提供できる、ということにどのように結びつくのか。
 (FASB) 最終的な目標は指摘のとおりである。洗練した投資家は、全ての財務諸表を見て、相互に関連付けを行うが、その際問題になるのは、一体性がないということである。全体像が見えないと、予測できないので、一体性を図ることで理解可能性を高めることに意味がある。
 損益計算書とキャッシュ・フロー計算書のカテゴリーは同じではないため、財務諸表利用者にとって発生主義とキャッシュベースの違いを理解することが大切であるにもかかわらず、それが必ずしも十分に理解されていない。
 - (ASBJ) 一体性の原則を貸借対照表にあてはめた場合、事業セクション・財務セクシ

ョンの区別に主観が入ると思われるが、これは作成者ではなく、アナリストが検討すべき論点ではないか。

(FASB) 仮の結論だが、一定のパラメーターを満たしている限り、企業に任せることができるという意見がある。これは一種のマネージメント・アプローチである。財務諸表利用者にとって、企業自身がどう見ているかが第１ステップであり、また企業も何が企業にとって事業セクション及び財務セクションに該当するかについて検討する必要がある。日本では、これは財務分析の一部であり、マネージメントに裁量を与えるのはよくないという考えかもしれないが、多くの投資家にとってはマネージメントの考えを理解するのが第１ステップであり、その上で、財務諸表を分析する、つまりマネージメントの視点にたった情報を入手することが有用であるという意見もある。

(ASBJ) 金融機関の場合、一体性の原則において「事業」と「金融商品」の関係をどう考えるのか。例えば、銀行のローンは「事業」だが形態は「金融商品」であるので公正価値評価を行う。これらの関係をどう整理するのか。

(FASB) 一体性の区分では機能で判断する。金融機関では、多くの科目が営業カテゴリー、つまり事業セクションに該当すると思われる。「金融商品」が公正価値評価された場合、その評価損益が事業セクションに表示されることとなる。

(ASBJ) 企業の成果とマネージメントの判断をどのように整合させて考えればよいのか。

(FASB) 例えば、表示についてマネージメント・アプローチを反映する表示方法だが、認識測定にまでマネージメントの考えを反映させたいというのではない。つまり、表示のためにはマネージメントの意図は有用であるが、認識測定まで同じようにマネージメントの意図を使うのはどうか、という考えがある。

マネージメント・アプローチがどこまで受け入れられるか。マネージメントに裁量を認めることに対し、一部の財務諸表利用者からは問題視されている。予備的見解ドキュメントの 公開草案の公開期間中に、海外企業を含め様々な企業の利用、アナリストのレビュー、並びにボード・作成者を含めた議論を考えている。

③ 金融商品の公正価値プロジェクトについて

➤ FASB 側より、プロジェクトについて以下の概要説明が行われた。

- FASB と IASB の両ボードは、全ての金融商品を公正価値で測定し、その変動を包括利益計算書に反映することを目標として取り組んでいる。概念的・実務的にこの目標を達成するためにどういう課題があるか、現在、討議資料を作成中である。
- 基本的な論点は討議資料で取り上げる予定であるが、どのように全面公正価値会計に移行するか検討中である。具体的には、全ての問題を解決してから全面公正価値会計に移行するのか、それとも、徐々に段階を踏んで、例えば資産クラス毎に徐々に移行していく等の方法があるが、どちらのアプローチを採用すべきか検

討している。

- 討議資料の公表については年内を目指しているが、全面公正価値会計への移行は長期的なプロジェクトであり、両ボードは、今後数年内に金融商品の全面公正価値会計に移行するのは不可能だと考えている。
- 上記の概要説明について、以下のような質疑応答が行われた。

（ASBJ）全ての金融商品は公正価値で報告し、その変動は包括利益で認識することだが、今後、金融商品の定義はどうなるのか。特に証券会社では、様々なアセットを証券化して価格をつけるということを１つのビジネスにしており、不動産、コモディティ等も幅広く金融商品に含めるという発想もあるが、どう考えているのか。

（FASB）金融商品の公正価値に関する討議資料の中でまず、何を金融商品の定義に含めるべきか、今の定義に入っていないものでこれから何を含めなければならないかということが、問題として挙がっている。流動性の高いマーケットが存在することから、信頼性の高い公正価値で測定されるもの、例えば商業用不動産や、米国のモーゲージ・サービスは、現時点では、金融商品の定義に入っていないが、今後、定義に含まれる可能性がある。また、コモディティ取引所で取引されているコモディティは、現時点では金融商品の定義には入っていないが、非常に流動性が高く、なぜ金融商品として扱わないのかという疑問もある。また、投資銀行やブローカー・ディーラーのように、会計目的ではなく、ある商品はマーケット又は店頭で取り扱うのか、その商品から如何にバリューを抽出できるのかといった基準で公正価値測定の対象の区別を付けるケースも考えられる。

④ リース会計プロジェクトについて

- FASB 側より、プロジェクトについて以下の概要説明が行われた。
 - このプロジェクトは IASB との共同プロジェクトであり、2006 年において、スタッフが考えうる問題点の Recherche を行い、2007 年 2 月にはプロジェクトの検討範囲等についてボードへの報告が行なわれた。その後も引き続き検討が進められており、現在のリース実務は、外注取引に係るリースなど多様化しているが、まずは有形固定資産を対象にして基本問題を検討している状況である。また、両ボードは、リースから生じる資産・負債の認識に着目したアプローチを検討することについて合意した。この考え方は、以前 G4+1 から提案されたものと同様である。
- なお、2008 年前半に、予備的見解を公表する予定である。

（４）概念フレームワークにおける測定に関する議論（ASBJ）

この問題については、FASB と IASB とが共同で進めている概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズにおいて、従来のように、単に測定属性の候補を列挙するにとどまらず、会計情報の質的特性を評価規準として評価を行い、会計基準において測定属性を選択する上での概念的な指針を与えようとする試みが予定されている。プロジェクトでは広く関係者の意見を聴取しようとしていることに鑑み、ASBJ 側からは、①測定属性を選択する上での視点、②測定属性選択の上で鍵となると思われる投資の実質を判断する際の問題点、及び③測定属性を評価するための規準として用いることが予定されている会計情報の質的特性、という３つの論点についての意見交換が提案された。

① 測定属性選択の視点

- 測定属性を選択する上での視点に関して、ASBJ 側より以下の趣旨説明が行われた。

測定属性を評価する上での究極的な判断規準は、その測定属性の選択により、「財務報告の目的」が如何によく達成できるかという点にある。そして、財務報告の目的は、財務諸表の利用者が資源配分上の意思決定を行う上で本質的に重要な、企業の将来キャッシュ・フロー、ひいてはゴーイング・コンサーンとしての企業価値を見積る上で有用な財務情報を提供することにある。財務報告の目的を達成するという観点からは、測定属性の選択にあたって、資産・負債の測定の側面とともに、当該測定属性の選択が、如何によく投資の成果（業績をあらわす利益）の情報を提供できるかという視点からの検討も不可欠となる。そのためには、測定属性の選択にあたって、投資の実質を考慮することが重要となる。

また、ゴーイング・コンサーンとしての企業価値の見積りに役立つ財務情報の提供という財務報告の目的の達成という観点とは別に、企業買収の局面のような企業の清算価値への情報ニーズに応えるという観点から、資産・負債を全面的に時価評価すべきであるという主張がなされることもあるが、順序として、財務報告は、それに期待されている最も重要な本来の目的を果たす必要があり、時価開示に追加的なニーズがあれば、開示等により追加的に対応をはかるのが筋である。

- 上記の趣旨説明に対し、次のような質疑応答が行われた。

- 取得原価主義会計について

（FASB）公正価値、例えば市場価格や仮説的な市場価値によって資産・負債を評価するだけで、財務報告の目的を満たすことはできないということであったとしても、それが、取得原価によって評価しなければならないということにはならないのではないのか。固定資産を取得原価で処理するということは、他に代わるものがないという面はあるかも知れないが、これが必ずしも最適とはいえないのではないのか。

（ASBJ）投資の成果を示すという観点からは、投下資本との関係で稼得した資金を示すことが重要であり、なぜ今まで取得原価による会計処理が受け入れられてきたのか

ということについて再検討する必要がある。

（FASB）価値測定にあたり関係者は、投資価値という方法が望ましいと考え、この方法を利用していると思う。この方法は、事業用資産のグループから期待されるキャッシュ・フローを総体的に評価して企業価値を測定するという方法である。

- 公正価値について

（FASB）公正価値が直ちに清算価値になるとは考えていない。他の資産と組み合わせて用いる事業用資産の価値は、清算価値ではなく、使用価値によって評価すべきだと考えている。金融商品については、交換可能な価値が評価額となると考えているが、事業用資産についてはそうは考えていない。この使用価値については、その資産の使用価値として市場が評価する平均的な金額と考えている FASB のメンバーもいるが、一方で、企業固有の評価額と考えているメンバーもいる。

（ASBJ）事業用資産は、誰が保有しているかにより価値が異なる資産である。市場の平均的な期待で評価することの意味は何か。また、経営者がその事業用資産から期待されるキャッシュ・フローを予測して評価するとすれば、財務諸表に自己創設のれんを計上することになり、財務報告に期待されている役割に反することになるのではないか。

② 投資の実質判断上の問題点

- 測定属性を選択する上での視点に関して、ASBJ 側より以下の趣旨説明が行われた。
「財務報告の目的」を達成するために、投資の成果として有用な情報を提供しようとするれば、投資の実質を考慮する必要がある。この点について、（i）資産の形態と投資の実質のいずれに着目すべきか、（ii）投資の実質を判断する上で、経営者の意図を考慮することは恣意的な会計処理につながらないか、（iii）現行のその他有価証券の区分には、異なる実質の投資が混在しているのではないか、（iv）事業投資の性格を持つ投資であっても、対象資産が将来売却される可能性がある場合には、投資の実質をどのように判断すべきか、というような疑問が提起されるので、これらについて ASBJ の理解を述べ、それに基づき意見交換を行った。

（i）投資対象となった資産（負債）の形態（例えば、金融商品）に着目して、測定属性の選択を行うべきという議論があるが、金融商品に対する投資であっても、子会社や関連会社に対する投資や、事業提携目的での株式保有のように、売買目的有価証券とは投資の実質が異なるものがあり、資産（負債）の形態で、投資の実質を擬制することはできない。会計処理を決める上で、重要なのは、むしろ投資の実質である。

（ii）投資の実質は、究極的には「経営者の意図」に依存するため、恣意的な会計操作につながるのではないかと指摘が多い。しかし、会計基準をつくる上で、投資の実質を考えるとすることは、どのような客観的な事実に着目すれば、経営者の意図を適切に反映することができるのかについて検討することである。例えば、支配や重要な影響力保持の事実等、経営者の意図を反映した客観的な事実に基づく会計処理を求め

ることであり、観察不可能な経営者の意図に基づく会計処理を目指しているわけではない。

(iii) 現状、その他有価証券に投資の実質が異なる多様な内容が含まれているといった指摘は否定できないが、より重要なのは、今後どのような方向で改善していくかという点である。今後の基準開発の中で、投資の実質をより忠実に反映することができるように継続的に見直していく努力であり、概念フレームワークは、このような改善努力を可能にするものでなければならない。

(iv) 事業目的に基づいて投資した一定の資産について、将来、当該資産が市場で売却される可能性がある場合、「投資の実質」をどのように判断すべきという問題がある。この場合、当該資産を利用して事業からキャッシュを獲得しようとするれば、その間は当該資産を売却し、値上がり益を手にはすることはできず、値上がり益は、事業からの利益を手にするための機会費用となると考えられる。このように考えれば、投資対象となった資産について、仮に将来売却される可能性があったとしても、事業目的で利用されている限りは、事業投資として処理すべきであると考ええる。

➤ 上記の趣旨説明に対し、次のような質疑応答が行われた。

- 測定属性の選択について

(ASBJ) 測定属性の選択についての ASBJ の考え方は、財務報告の目的を達成するという観点から、混合属性モデルに意味があるということである。時価がない場合の測定属性をどう考えるかということについては、一義的には決められないものの、これまでは伝統的にマッチング・コンセプトを当てはめてきたと考えている。

(FASB) マッチング・コンセプトのような考え方を、使用する期間が長期である資産に当てはめた場合に問題が生じると考えられる。このような場合には、任意に恣意的な償却が行われる可能性があり、そのように考えるとモデル全体に問題があると考えざるを得ないのではないかと。実際に、アナリスト等の財務諸表利用者は、減価償却費といった償却費を、利益情報に戻し入れて、企業の情報を評価している。公正価値で評価した場合に、フロー情報が歪むということがよく言われるが、これまでの取得原価主義会計にも欠点がないとは考えていない。メンテナンス費用をかけ売却時には売却益がでる減価償却のような会計処理は、財務報告の目的を達成する上で、適当な会計処理ではないように思う。

(ASBJ) ご指摘のように、我が国においても、アナリスト等により EBITDA といった数値が意思決定に利用されている。たしかに、減価償却にも問題はあるかもしれないが、問題はその改善の方向性である。減価償却に欠点があるから、それを廃止すべき、ということには必ずしもならないのではないかと。例えば、資産の能力を維持するためのメンテナンス費用といった問題は、これを費用ではなく資本的支出として取り扱う会計処理を検討することで解決すべきなのかもしれない。さらに、減価償却の問題の中には、固定資産を償却する耐用年数や残存価額の見直しにより解決を図るべき部分が

あるかもしれない。

- 経営者による予測情報について

（ASBJ）ディスクロージャー制度の意義からして、資本市場において資金調達を求める経営者自らが企業の価値を見積り、資金調達することは適切とは思えない。経営者の予測がはずれた場合でも、経営者は投資家に対して責任を取ることはできない。ディスクロージャー制度における会計情報は、事実としての情報を開示するに留めるべきであり、企業の価値を開示することは適当ではないのではないかと。

（FASB）経営者によるキャッシュ・フローの予測情報を開示し、その後の実績と比較するような情報を開示しているような国もある。しかし、この情報は間接的な情報ではある。

③ 測定属性の評価規準として予定されている会計情報の質的特性

- 測定属性を選択する上での視点に関して、ASBJ 側より以下の趣旨説明が行われた。

測定属性を評価するための規準として予定されている会計情報の質的特性のうち、評価の上で特に重要だと思われる「目的適合性」、「表現の忠実性」、「比較可能性」について、意味内容を再確認しておくことが重要である。

「目的適合性」は、財務報告の目的、すなわち、「企業全体としての」将来のキャッシュ・フローの見積り、ひいては「企業全体の」価値の見積りに役立つ財務情報を提供すること、に対する目的適合性を意味しているはずである。個々の資産・負債の価値の合計額が、企業全体の価値に結びつかない以上、それらの測定値を個別に採り上げて、目的適合性を論じることは必ずしも正しいとはいえない。

「表現の忠実性」は、測定属性との関係で、資産や負債のカレントな価値を忠実に表しているか否かという観点を中心に語られることが多いが、この特性も、「財務報告の目的」との結びつきの中で意味を持つことに鑑みれば、カレントな投資の成果（業績）を忠実に表現しているか否かという視点も落としてはならない。

「比較可能性」には、「実質が同じであれば、同じ会計処理を行う必要がある。」という要請のみが強調される傾向があるが、同じ要請の裏面として、「形式が同じであったとしても、実質が異なる場合には、その違いを適切に反映できるように、異なる会計処理を行う必要がある。」という側面があり、測定属性の評価に際してもこの両側面から検討することが重要である。

（５）負債と資本の区分に関する議論（ASBJ）

- ASBJ 側より、負債と資本の区分について、次の概要説明がなされた。

- 貸借対照表の貸方における構成要素の定義のアプローチ

貸借対照表の貸方を請求権(claims)と見て負債と資本を区分しないアプローチがあるが、これは二次的に 1 つの請求権をさらに区分する必要性が生じるため、実際には、意味がないように思われる。また、FASB における議論の前提となってい

る 2 区分アプローチに関しては、資本を先に定義しているが、概念フレームにおける財務諸表の構成要素の定義との関係で、（負債を残余としない限り）負債と資本のどちらの定義にも合致しないものが生じる可能性があり、実質的に 3 区分アプローチとなる可能性があるのではないかと考えている。

- 我が国における貸借対照表の貸方の表示

我が国では資産と負債を定義したうえで、両者の差額として純資産の部を設け、その中で定義された株主資本とそれ以外の各項目に区分する方法を採用している。後者には、義務がなく株主資本とも異なる少数株主持分や新株予約権などが該当する。負債と資本の区分に関しては、投資家の意思決定に役立つ情報提供という財務報告の役割から考えれば、より劣後的な性格を有する親会社の株主への帰属が重要であり、それを表す純利益と株主資本の変動との関係、すなわちクリーン・サープラス関係が重視されるべきだと考えている。このように、より劣後的な性格を有する親会社の株主に焦点を当てることによって、他の利害関係者に対しても有用な情報が提供できると考えている。

- 財務報告の目的である意思決定有用性との関係

負債と資本の区分は、利益と関係するため、財務報告の意思決定有用性との関係で重要だと考えている。利益は、利益残余モデル(RIM)などによって説明されるように、企業価値の評価に役立つ情報と考えられているからである。さらに、意思決定有用性との関係では、普通株式とこれ以外の優先株式等を区分することも有用と考えられるが、利益剰余金のそれぞれへの帰属関係が明確ではない以上、これらは一体として処理せざるを得ない。IASB との議論で指摘されたことのある子会社の業績に連動するトラッキング・ストックについても同様である。

➤ 上記の概要説明に対し、次のような質疑応答が行われた。

(FASB) 負債と資本の区分に関して難しい問題だと考えているのは、新株予約権等の間接所有商品の事後的な測定に係る考え方との関係である。例えば、これらを負債に区分すれば、再測定を行ってその影響額を損益計算書に反映させることも可能となるからである。

(ASBJ) 我が国で重視しているクリーン・サープラス関係は、純利益と株主資本の変動との対応関係を強調しているが、FASB の財務諸表の表示プロジェクトにおける一体性の原則は、貸借対照表と損益計算書の区分を含めた対応関係を強調していると思われる。企業価値の評価について、FASB 等が想定していると思われるエンタープライズ・バリュー・モデルと我が国が前提とする伝統的な利益残余モデル(RIM) は、コーポレート・ファイナンスの理論では同じ結果が導かれるものとされていることから、この点に関し、FASB 等と我が国の考え方に大きな差異はないと言えるかもしれない。

（６）負債と資本の区分に関する議論（FASB）

- FASB 側より、負債・資本プロジェクトの検討状況について、所有(Ownership) アプローチと 所有・決済(Ownership settlement)アプローチの概要、財務諸表の表示プロジェクトとの関連、予備的見解、概念フレームワーク・プロジェクトとの関連、について説明がなされた。その概要は以下のとおりである。
 - 負債・資本プロジェクトでは、まず資本を特定し、それ以外を負債したうえで財務(financing)と事業(business)のカテゴリーに区分する考え方を前提に検討が行われている。一方、負債と資本を請求権と捉え、負債と資本を区分しない考え方も検討された。
 - 最近のボード会議において、負債と資本を区分するアプローチとして、所有アプローチ、 所有・決済アプローチ、 REO (Reassessed Expected Outcome) アプローチが検討され、予備的見解として所有アプローチが採択された(票数は 6 対 1 対 0)。
 - 2007 年第 3 四半期に、負債と資本の区分に関する論点整理を公表する予定である。ここでは、負債と資本を区分するために必要な概念的な問題も取り上げられる予定である。
 - 2008 年に構成要素に係る概念フレームワークについての論点整理が公表される予定であるが、ここで取り上げられることとなる負債と資本の定義については、負債と資本の区分に関する論点整理に対するコメントを踏まえた検討が行われる予定である。
- これらの説明に対し、両者で意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。(FASB)
 - 負債・資本プロジェクトで検討している負債と資本の区分と、概念フレームワーク・プロジェクトで検討している構成要素の定義との関係の整理は、今後の課題である。構成要素の定義については、このプロジェクトでは資本を定義してその残余を負債としているが、資本と同時に負債も定義していずれの定義にも合致しないものについての例外的な定めを設けるという整理の仕方もあり得るのではないかと考えている。
 - 新株予約権等のオプションについては、これを将来の交換取引とは捉えずに負債の定義には合致しないと整理されているが、オプションの発行者が将来において時価以外の価額で自社の株式を提供する義務を負うという経済的な割引を行う取引と捉え、このような義務は負債に区分されるべきと考える者もいる。ただし、後者の場合には決済手段として自社の株式が含まれていることから、負債の定義を修正する必要がある。
 - FASB では、負債と資本の区分が決まれば、測定の方法が決まるというアプローチは採っていない。例えば、新株予約権や優先株式について、これらが

負債と資本のいずれに区分されたとしても、事後的に再測定するか否かは別途考慮する余地があり、また、再測定したとしてもその影響額を損益計算書に反映させるかどうかについても同様である。ただし、このような整理の仕方に対しては、貸借対照表の区分と測定の考え方についての相関関係がないと批判する者もいる。これは、負債と資本を請求権と捉え、負債と資本を区分しない考え方についても同様である。

- まず負債を特定するという従来のアプローチのもとで、意に反した解釈が多く行われたことが、今回、まず資本を特定するアプローチに変更した理由の１つである。また、負債・資本プロジェクトにおいて、従来のアプローチに基づき、まず負債の定義を検討した際、何が負債に該当しないかという観点で定義を記したところ理解を得られやすかったので、これをより単純化するために、まず資本を特定するアプローチを採用している。

（ASBJ）

- 新株予約権等のオプションに係る希薄化効果の測定への反映については、金利や信用リスク等の変動に伴う負債に係る希薄化効果について、一般的には、負債の再測定によって反映することとはしていないので、新株予約権等のオプションについても同様に考えることもできるのではないかと。
- 負債と資本を請求権と捉え、負債と資本を区分しない考え方も依然として検討対象として残っているとのことであるが、負債と資本に区分する２区分アプローチとの関係では、貸借対照表の貸方について、これを表示の問題として捉えるのか、構成要素の問題として捉えるのかという差異はあるものの、貸方の区分を意思決定有用性の観点から行うという基本的な考え方に大きな差異はないと考えている。しかしながら、我が国では、純利益と株主資本の変動との対応関係を示すクリーン・サープラス関係が重視されているので、負債と資本（株主資本）を区分しないアプローチを支持する者は少ない。

（７）企業結合に関する議論（ASBJ）

- SFAS141 号を改正する企業結合フェーズ 2 では、株式を対価とした企業結合における測定日を合意日 (agreement date) から取得日 (acquisition date) に変更することが予定されている。しかし ASBJ より、次のような理由により、株式の交付による場合の取得価額の測定は取得日ではなく、合意日に行われるべきであるとコメントした。
- 対価として発行された株式の測定は、企業全体をいくらで買ったのかというものであるのに対し、企業結合によって取得される個々の資産及び引き受けられる負債の時価は、のれんを算定する基礎として、取得日で測定するものである。このように両者は測定の目的がそれぞれ異なることから、測定日を一致させる必然性はない。

- 一般の購入取引では、取得日や決済日での価格に係わりなく、合意日に決めた額で購入額を決める。会計処理を取得日に行う場合であっても、合意日で決まった価格が使われる。
 - 合意日後の株価の変動は、企業結合とは関係がないため、それはバーゲン・パーチェスや過払いという結果を招くことになる。
 - 「全体をいくらで買ったのか」についての取得対価の測定日は統一すべきだと考えるが、それは取得日ではなく合意日で統一すべきものとする。非貨幣項目の交換について、現行のルールでは、交換日（exchange date）で測定するとされているため、取得日に測定するという考え方が生じると考えられるが、非貨幣資産・負債には時価がないため、取得日における時価と合意日における時価とはほとんど相違がなく、したがって取得日で測定しても問題にならなかったと考えられる。そうであるならば、非貨幣項目の取引についても本来は合意日で測定すべきであり、企業結合における測定日も、当然に合意日であるべきである。
- これらの説明に対し、FASB 側より、次のコメントが提起された。
- 合意日、取得日のいずれの主張にも一理あると思う。測定時点を取得日とした場合、特に株価が上昇局面にあるときには測定の正確性が損なわれる可能性があるということを認識した上で、IASB とのコンバージェンスのために取得日にそろえた。
 - 一般的に株価が上昇局面の時には合意日、下落局面の時には取得日で対価を測定の方が問題が少ない。かつて米国で、AOL 社がタイムワナー社を取得した際には合意日で対価を測定したが、ディールをクローズした途端にネットバブルが崩壊してしまった。そのために発生した多額ののれんを翌期に減損処理せざるを得ず、問題になった。
 - 合意した後もディールが最終的にクローズするかどうかのリスクや当局のリスクなどが残っているということも考慮された。
 - 利用者は、取得日、合意日のいずれが採択されても大きな違いはないため、よりシンプルな取得日を選択してほしいという声が多かった。

（８）退職給付会計に関する議論（ASBJ）

- ASBJ 側より、退職給付会計における過去勤務費用と数理計算上の差異に係る認識と表示の取扱いに関して、次の説明がなされた。
 - 現在 IASB が進めている退職後給付プロジェクトにおいて、IASB はすべての過去勤務費用と数理計算上の差異を、その発生した年度に認識することを暫定合意している。
 - FASB は、SFAS 第 158 号「給付建年金及び他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」により本資料上で定義しているところの B/S 即時認識 (B/S immediate recognition: B/S 上認識するが、当期純利益には含めずに、OCI (その他の包括利益) に含める。) を採用している。仮に負債 (PBO) を即時に認識することが財務報告の目的上有用であるとしても、FASB によるフェーズ 1 (SFAS 第 158 号) のように、差額については OCI に含めることの方が理解できる。
 - FASB によるフェーズ 2 において、PBO (予測給付債務) による退職給付債務の認識を ABO (累積給付債務) による認識に代える検討がされた場合であっても、数理計算上の差異については P/L 上で即時認識せず、翌期以降にプロスペクティブに反映していくことが、SFAS 第 154 号「会計上の変更および誤謬の訂正」で示す見積りの変更の取扱いと整合的である。
- これらの説明に対し、以下のような質疑応答が行われた。

数理計算上の差異の取扱いについて

- (FASB) 債務の測定値の変動をその変動のあった年度のフロー（損益）に反映させるべきかどうかについては色々な見方がある。将来に向かって補正することにも一理あると思う。
- (ASBJ) 仮定の変更があったときには、減価償却費の見積りの変更との関係から、将来に向かって反映させることが整合的ではないか。PBO や ABO は勤務費用の累積であり、公正価値とは異なり、直接的な意味は有していない。
- (FASB) PBO を勤務費用の累積と考えてしまうのはどうか。これまでの勤務から発生している保険数理的な負債の測定といえるのではないか。ただし、説明された基本的な考え方については同意できる。SFAS 第 158 号では、測定モデルを見直すことはせずに、全体として債務がどの程度になるかについて B/S 上にマーカ―として載せることを意図していた。他の要素も考えた方がよい。割引率、年金資産の価値が変動した場合に、それらを直ちに認識すべきか否か。これらの方が PBO に係る数理計算上の差異よりも影響が大きいと考えられる。
- (ASBJ) 数理計算上の差異を、構成する要素ごと（年金資産の要素と PBO の要素）に区分することは必要であると考えている。

キャッシュ・バランス・プラン（CB プラン）について

- （FASB）経済的な債務が何であるのか、また、これをより良く測定するには、どのような測定方法によるべきかが重要である。現在のモデルと同じになるかどうかは分からない。その際、どのような測定方法を用いても数理計算上の見積りは入ってくる。
- （ASBJ）測定に関する一つの問題意識が IASB の CB プランの議論に表れている。すなわち、保険数理的要素が厚いもの薄いものを、今は同様に扱っているが、これを区分して測定すべきか否かということである。日本でもこれからの議論であるが、この点についても将来意見交換をしたいと考えている。
- （FASB）CB プランについては、保険数理人は短期金利を使って将来の仮想勘定残高を見積り、その金額を長期金利で割り引いている。そうすると PBO の現在価値が実際の仮想勘定残高よりも小さくなっているのではないかという懸念を生んでいる。IASB との間ではどのように作業を連携させていくことができるかを話している。スタッフとしては、IASB のフェーズ 1 への参加を提案することは考えていない。CB プランについては、IASB の審議を見守って、良いソリューションがあればこれを FASB としても採用するかどうかについて考えることとしている。

（９）概念フレームワーク・プロジェクトの目的・質的特性に関する議論（FASB）

このセクションでは、FASB・IASB の概念フレームワークに関する共同プロジェクトの目的及び質的特性に関して、昨年 7 月に公表した予備的見解（ディスカッション・ペーパー）に対してコメントが多く寄せられ、FASB・IASB で再審議を行う論点について意見交換が行われた。

➤ FASB 側より、プロジェクトのアップデートに関して説明がなされた。

概念フレームワーク・プロジェクトについて

- 概念フレームワーク・プロジェクトの必要性

FASB の概念書は、設立後 20 年間にわたって書かれており、また、GAAP のヒエラルキーに概念書の位置づけがなかったため、実務で使われていない現実がある。FASB の概念フレームワークを高品質にすることにより、実務で利用できるツールにしたいと考えている。

- 概念フレームワーク・プロジェクト全体の状況

当初の期待通りには進捗していない。概念フレームワーク・プロジェクトへの参加希望があれば歓迎する。

8 つのフェーズ¹に分けて検討しているが、完成した章から順次適用を開始することを

¹ A 目的及び質的特性、B 構成要素及び認識、C 測定、D 報告企業、E 表示及び開示（財務報告の境界を含む）、F 概念フレームワーク及び GAAP ヒエラルキーのステータス、G 非営利セクターへの適用、H 残りの論点である。

決定している。（フレームワーク全体が完成するまで適用を待つことはしない。）

目的及び質的特性の論点について

- 目的一意思決定に有用な情報提供

予備的見解では、意思決定に有用な情報提供を財務報告の目的としているが、意思決定有用性を唯一の目的とすることに反対する、スチュワードシップ（受託責任）を目的に含むべき等のコメントが寄せられた。

- 財務報告の利用者

予備的見解では、多様な財務諸表の利用者のうち、投資家、債権者及びそのアドバイザーを主たる利用者としていることに対して、主たる利用者を設定することに賛成・反対のコメント、また、主たる利用者の設定には賛成するが、予備的見解とは異なる利用者を主たる利用者とするべきというコメントが寄せられた。

- 経済的単一体説（企業体アプローチ）と親会社説（所有主アプローチ）

予備的見解では、多様な利用者の観点を反映するために、企業体アプローチを取っていることに対して、多くの批判的なコメントが寄せられている。

- 表現の忠実性

予備的見解では、信頼性を表現の忠実性に置き換えたが、7割以上のコメントが反対である。両審議会は、再審議において、信頼性を表現の忠実性に置き換えること、予備的見解で表現の忠実性のサブ特性となっている検証可能性を、補強的な質的特性として表現の忠実性から独立させる等について暫定合意した。

- 質的特性の適用順序

質的特性を適用する順序として最初に目的適合性、次に表現の忠実性としているが、表現の忠実性が目的適合性より劣後すると考えるコメントがあった。

- 目的及び質的特性フェーズのスケジュール

質的特性は4月から、目的は6月から審議を開始し、公開草案を今年の第3四半期に公表する予定である。

➤ 上記の説明について、以下のような質疑応答が行われた。

表現の忠実性について

- （ASBJ）これまで目的適合性というのは、提供される情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼすことができ、その情報が提供されたことによって、そのような情報が提供されていない場合よりもベターな意思決定ができるという意味での情報価値が存在することを意味していると理解していた。もしそうだとすれば、事実を会計データにどのように置き換えるのかという表現の忠実性の問題は、会計情報の情報価値を左右する問題であるため、目的適合性と表現の忠実性の問題はかなりオーバーラップしている。信頼性は、目的適合性との間でトレードオフが生じる場面において、目

的適合性の暴走に対する歯止めとして機能し、全体としての情報の有用性を極大化するような考慮を促す機能を期待されてきた。表現の忠実性の内容は、目的適合性とかかなりの程度オーバーラップするものであり、従来、信頼性が果たしてきたこのような機能を十分に果たすことができないのではないかと考えられる。このような観点から、表現の忠実性は信頼性を完全に置き換えられないと考えている。もっとも、予備的見解の結論の背景を読むと、目的適合性のある事象を、忠実に表現すれば、有用な情報ができるという説明になっており、目的適合性の意味が従来、狭められている可能性がある（従来の目的適合性を、新たな目的適合性と表現の忠実性とに分解）。いずれにせよ、従来、信頼性が果たしてきた機能を表現の忠実性で十全に肩代わりできていないと考えている。

- （FASB）質的特性の適用として、最初に目的適合性を適用し、次に表現の忠実性を適用するが、目的適合性のある情報であっても忠実に表現できないものは、意思決定に有用ではない。このように、信頼性を表現の忠実性に置き換えてもチェック機能は残っていると考えられる。
- （ASBJ）財務報告の目的に対する目的適合性という観点は、實際上、確めることが困難であるため、会計情報の質的特性から信頼性をなくしたことにより、表現の忠実性のみが強調される。これに対する懸念の背景の一つとして、測定属性の選択を巡って、一部で行われている議論があることは否定できない。すなわち、測定属性を、過去の情報を現すもの、現在の情報を現すもの、将来の情報を現すものに区分した上で、現在の情報を忠実に表現できない、ヒストリカルコスト等の測定属性を排除し、現在の情報を忠実に表現する公正価値等に絞り込んでゆくという議論である。
- （FASB）目的適合性のある情報は現在の情報であり、現在の情報を忠実に表現するのは公正価値となるというように、公正価値に突き進むことを懸念するむきがあることは理解している。現在の業績、財務ポジション、キャッシュ・フローの理解に基づき将来のキャッシュ・フローを予測するという財務報告の主たる目的が大前提で、目的適合性のあるものは何かという観点が重要である。そして、有用な予測ができるのかというのが、表現の忠実性の問題である。

スチュワードシップについて

- （ASBJ）日本の討議資料でも、意思決定に有用な情報提供を財務報告の目的としている。またスチュワードシップという用語は用いていないが、財務報告の副次的な利用として利害調整や契約支援機能を掲げている。なお、副次的利用の中には、規制当局や税務当局の利用も含まれる。
- （FASB）イギリス等においては、財務報告がコーポレート・ガバナンスと結びついており、そこから経営者が株主に対して会社の資源の適切な配分についての報告義務を負うというスチュワードシップの概念が生じる。これに対して米国では、財務報告は資本市場を支えるために発展してきた。

規制当局や税務当局が会計情報を利用するのは、規制当局や税務当局の判断によるものであり、我々と規制当局や税務当局では、目的は一致しているわけではない。

- （ASBJ）より広い利用者を想定することはよいが、皆に役立つ情報を提供しようとして、誰にも役立たない情報の提供になることは避けなければならない。まず、一番重要な利用者に対して十全な情報提供を行うことを考える。その点を確保した上で、次のステップを考えるというのが筋である。この順番を間違えてはならない。

経済的単一体説と親会社説について

- （ASBJ）我々の立場からは、親会社説がよいということとなるが、経済的単一体説を採択といっても、資金提供者の属性ごとの区分表示は求めることになり、各資金提供者に帰属する金額の動きを明示する観点からは主に、表示方法の違いであるとして、両方のアプローチの違いを強調しないですむかもしれない。

- （FASB）利用者のグループは、被支配持分の変動は一時的なイベントなので、その影響を継続的な損益（ongoing income）に含めるのではなく資本取引とするのがよいという意見であった。これは、フロー情報と再測定情報を区分することに結びつくものである。

- （ASBJ）経済的単一体説と親会社説という批判を浴びるような論点を、あえて概念フレームワークで示す必要があるのかということも考えられる。

4. 次回の開催日程

今年 10 月 18 日、19 日においてノーウォーク（米国）で開催予定である。

以 上